

2023.10.16

ボーイズリーグの用具について

公益財団法人日本少年野球連盟
企画運営部

試合で使用する用具は全て連盟指定業者（以下指定業者という）の物であること。
指定業者については連盟 HP の「指定業者一覧」を参照。

1.ユニフォーム

ユニフォームは、連盟指定業者のものでなければならない。
また、左袖に選手用ワッペン（指導者は、役員用ワッペン）をつけること。
ユニフォームについて奇抜なデザイン・模様のものを作製する場合は、
連盟に確認の上作成すること。

2.帽子、アンダーシャツ、ストッキング、アンダーソックス

指定業者のものでなければならない。
デザイン・模様について一般的でないものを作製する場合は、
連盟に確認の上作成すること。

3.スパイク

- ① スパイクの色は同系統色で、ライン色はスパイク色と異なっていても良いが同系統であること。ラインの形状は問わない。
- ② 中学生の部のスパイクは金具か一体成型のポイント式であること。
- ③ 小学生の部は一体成型のポイント式であること。
- ④ 小学生の部において、スパイクを履いている状態で右側、左側の踵を上げさせ一体成型であるか確認し、また損傷の有無を確認する。

4.ヘルメット

ヘルメットは両耳付きで、SG マークが付いていて、同色で安全な物破損、ヒビ、
クッションが動いている物は禁止する）を 7 個以上用意する。
SG 基準を満たした顎ガード付きヘルメットも使用可とする。

5.バット

- ① 中学生の部のバットは金属製（SG マークが付いているもの）及び木製（一本の木材で作られているもの）のみ使用が許される。

- ② バットグリップのゴムや皮に緩み、ほぐれ、ほぐれそうになっている物は補修を指導し、補修ができない状態であれば使用禁止とする。但し、補修が完了し再審査を受ければ使用を認める。
- ③ グリップパッド、フレアゴムについては、指定業者製とし、グリップテープの下に装着するタイプでバットの SG 基準を損なわないものであれば使用を認める
また、グリップテープの上に装着するタイプの使用は認めない。
- ④ バットの握り部分（端から 18 インチ、45.7cm）には、何らかの物資を貼付したり、ザラザラにして握りやすくすることは許されるが、18 インチの制限を超えてまで細工したバットを試合で使用することは禁止する。
- ⑤ 金属バット表面に変形や凹み、ヒビ割れが無いかチェックする。発見した場合は使用禁止とする。
- ⑥ 小学生の部のバットは 8 2cm 以下で連盟のマーク（刻印）及び SG マークが付いていること。連盟のマークシールは不可。

6.手袋

打撃用グローブは指定業者のものであれば、色は規制しない。

7.手首、足首、指等の保護ガード（サポーター等）の使用について

- ① リストバンドの使用を認める。色は規制しない。
- ② アームスリーブの使用は、認めない。

8.レッグガード、エルボーガード

エルボーガード、レッグガードは指定業者のものであるか確認を行う。

9.グラブ、ミット

- ① 小学生の部：

投手用を除き、色の規定を設けない。投手用については公認野球規則に準じたものを使用すること。

（【公認野球規則抜粋】アマチュア野球では、投手のグラブについては、縁取り、しめひも、縫い糸を除くグラブ本体(捕球面、背面、網)は一色でなければならない。）
中学生の部：

縁取り、しめひも、縫い糸を除くグラブ本体(捕球面、背面、網)は一色でなければならない。また、グラブ、ミットの表面(捕球面、背面、網)に氏名、番号、その他の文字を表記することを禁止する。（内側への表記は可とする。）

上記要件を満たさないグラブは 2024 年 12 月末までは使用可能とする。

- ② グローブ、ミット類は綴じ紐が切損、切損状態になっている物は使用を中止させる。
補修後は再審査のうえで使用を認める。
- ③ 綴じ紐が長い物は親指位の長さに短くするよう指導する。

10.捕手用具(マスク、ヘルメット、プロテクター、レガーズ、スロートガード、急所カップ)
捕手用具は必ず2セットの確認(急所カップ2個の確認)、
クッションが外れている物は使用禁止とする。(捕手マスクはSGマークが剥がれている
場合、指定業者の用具であることを確認すること。)

11.サングラスの着用に関して

以下の場合はサングラスの着用を認めるが、サングラスを帽子上などに着用することは
禁止とし、いかなる場合も、ミラータイプは使用不可とする。
また、サングラスは指定業者のものでなければならない。
(医療用については、この限りではない)

■選手

① 医療目的でのサングラスの使用

医療的に必要な場合は事前に球場責任者に届出を行い、
資格審査時に、審査員に診断書を見せ許可を得て使用すること。
原則、サングラスは自分の目が相手側に判る範囲のものに限る。
ただし、診断書に色の指定がある場合はこの限りではない。

② 遮光目的によるサングラス使用

責任審判員が時間帯・球場の方向を加味し、逆光等の理由からプレーに支障があると
判断した場合は使用を認める。
また、サングラスは自分の目が相手側に判る範囲のものに限る。

■指導者

医療的に必要な場合は事前に球場責任者に届出を行い、
資格審査時に、審査員に診断書を見せ許可を得て使用すること。
原則、サングラスは自分の目が相手側に判る範囲のものに限る。
ただし、診断書に色の指定がある場合はこの限りではない。

■審判員

医療的に必要な審判員は事前に球場責任者に届出を行う。また天候等により飛球など

が見にくくと判断された場合当該試合担当審判員にて話し合い球場責任者と相談の上使用する。ただしサングラスは自分の目が相手側にわかる範囲のものに限る。

12.その他

規定のない用具については、都度連盟に確認すること

※グラブ参考画像



更新履歴

2022年12月10日

2023年05月08日：サングラス規定を改訂

2023年05月15日：サングラス規定追記

2023年06月30日：サングラス規定一部改訂

2023年10月13日：バット規定を追記